

# 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 役員等名簿

令和 8 年 4 月 1 日現在

| 役 職 名 | 氏 名   | 選 任 基 準                              | (法＝社会福祉法)           |
|-------|-------|--------------------------------------|---------------------|
| 理 事   | 松本 一美 | 和歌山県福祉事業団理事長                         | (法第 44 条第 4 項第 2 号) |
| 理 事   | 坂上 恒久 | 和歌山県福祉事業団常務理事・南紀医療福祉センター所長           | (法第 44 条第 4 項第 1 号) |
| 理 事   | 垣 内 瞳 | 和歌山県福祉事業団常務理事・西牟婁サポートセンターゆう所長・きずな館所長 | (法第 44 条第 4 項第 3 号) |
| 理 事   | 臼井 正弘 | 和歌山県福祉事業団紀北圏域総括責任者                   | (法第 44 条第 4 項第 3 号) |
| 理 事   | 佐武 寛子 | 和歌山県福祉事業団中紀圏域総括責任者                   | (法第 44 条第 4 項第 3 号) |
| 理 事   | 則藤 訓章 | 和歌山県福祉事業団東牟婁圏域総括責任者                  | (法第 44 条第 4 項第 3 号) |
| 監 事   | 市川 雅章 | 元和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長              | (法第 44 条第 5 項第 1 号) |
| 監 事   | 山中 盛義 | 公認会計士                                | (法第 44 条第 5 項第 2 号) |
| 評 議 員 | 奥 田 誠 | 上富田町長                                | (法第 39 条)           |
| 評 議 員 | 塩崎 貞男 | 海南市副市長                               | (法第 39 条)           |
| 評 議 員 | 新解 美紀 | 元和歌山県福祉保健政策局長                        | (法第 39 条)           |
| 評 議 員 | 崎山 賢士 | 特別養護老人ホーム田辺の郷施設長                     | (法第 39 条) ●         |
| 評 議 員 | 深瀬 幸子 | N P O 法人はまゆう作業所理事長・施設長               | (法第 39 条) ●         |
| 評 議 員 | 三反田和人 | 元和歌山大学客員教授                           | (法第 39 条) ●         |
| 評 議 員 | 田邊 純  | 元社会福祉法人わかば福祉会理事長                     | (法第 39 条) ●         |
| 会計監査人 | 本田 壽秀 | 代表社員・公認会計士（くすのき監査法人）                 | (法第 45 条の 5 第 1 項)  |

●＝福祉サービス評価委員

|                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| 法第 39 条           | 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」             |
| 法第 44 条第 4 項第 1 号 | 「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」                |
| 法第 44 条第 4 項第 2 号 | 「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」 |
| 法第 44 条第 4 項第 3 号 | 「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」  |
| 法第 44 条第 5 項第 1 号 | 「社会福祉事業について識見を有する者」                   |
| 法第 44 条第 5 項第 2 号 | 「財務管理について識見を有する者」                     |
| 法第 45 条の 2 第 1 項  | 「公認会計士又は監査法人」                         |

任期：理事・監事〈令和 7 年 6 月 2 6 日の定時評議員会の終結の時から令和 8 年の会計年度にかかる定時評議員会の終結の時まで。〉  
 評 議 員〈令和 1 1 年 6 月開催の定時評議員会終結の時まで。〉  
 会計監査人〈令和 8 年 6 月開催の定時評議員会終結の時まで。ただし、定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは再任されたものとみなす。〉

根拠法令（社会福祉法）

（評議員の選任）

第 3 9 条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

（役員の資格等）

第 4 4 条 省 略

2 省 略

3 省 略

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

（１）社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

（２）当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

（３）当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

（１）社会福祉事業について識見を有する者

（２）財務管理について識見を有する者

（会計監査人の資格等）

第 4 5 条の 2 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和 2 3 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければならない。